

問1 事業の申請を行いたいのですが、どこへ相談すればよいのですか。

(答) 事業を実施しようとする方の所在地と事業対象作物により相談先が異なります。
具体的には、対象作物ごとに次の一覧等を参考にご相談下さい。

- 野菜の場合 (独)農畜産業振興機構 野菜需給部需給業務課(03-3583-9483)
- 果樹の場合 別紙1 (このQ&Aの最後に添付しています)
- その他の作物の場合 別紙2 (このQ&Aの最後に添付しています)

問2 申請書はどこへ提出すればよいのですか。

(答) 事業を実施しようとする方の所在地と事業対象作物により提出先が異なります。
具体的には、対象作物ごとに次の一覧等を参考に提出して下さい。なお、申請に際しては、事前に次の一覧先へ確認をお願いいたします。

- 野菜の場合 〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1麻布台ビル
(独)農畜産業振興機構 野菜需給部需給業務課(03-3583-9483)
- 果樹の場合 別紙1 (このQ&Aの最後に添付しています)
- その他の作物の場合 別紙2 (このQ&Aの最後に添付しています)

問3 複数の作物を対象として事業を実施したいのですが、どこへ相談や申請をすればよいのですか。

(答) 複数の作物において事業を実施する場合には、次の2通りが考えられます。

- ① 複数の作物について、それぞれ申請する場合
 - ② 一部の作物の面積等が小さく複数の作物を一括にして申請する場合
- ①の場合は、問1、問2のとおり相談、申請を行ってください。②の場合には、野菜、果樹を含んでも「その他の作物」として相談、申請を行ってください。ただし、この場合は、複数の作物を対象としても補助上限は200万円となります。

問4 申請書の申請期間はどのようになっていますか。

(答) 事業の種類、事業対象作物ごとに、つぎのとおりです。

- 野菜の場合 公募(申請)期間は、9月30日(火)から(原則、先着順)
- 果樹の場合 公募(申請)期間は、9月30日(火)から(原則、先着順)
- その他の作物の場合 公募(申請)期間は、9月30日(火)から10月14日(火)17:00
までとなっています。
なお、FAX、メールでの申請書の提出は受けませんので、
余裕をもって郵送により提出してください。

問5 事業対象作物ごとに事業実施主体の採択方法が異なると聞きました。具体的にはどのように異なるのですか。

(答) 事業の種類、事業対象作物ごとに、採択方法が異なります。

○野菜、果樹の場合 申請は、添付資料等も含めて申請書一式が整ったものから受付を行い、要領に定める事業趣旨、要件を満たしているかどうかを審査し、審査が通った事業実施主体から採択いたします。

○その他の作物の場合 添付資料等も含めて申請書一式が整ったものを受付し、要領に定める事業趣旨、要件を満たしているかどうかを審査した後、外部の有識者の意見を踏まえて採択いたします。

問6 事業実施要領に記載のある「効率的施肥体系」とは、具体的にどのような技術体系ですか。

(答) 土壌診断結果に基づき、土壌等から供給される肥料成分等を考慮に入れて施肥設計を見直すことを基本として、作物や地域に応じて、局所施肥の導入、たい肥等の低利用資源の利用なども活用して、肥料コストの低減を実現する施肥体系を指します。

問7 効率的施肥体系への転換のための方針とはどのような内容の方針ですか。方針の策定は、事業実施上必須ですか。

(答) 当該方針の策定は、事業実施地域において、地域でまとまって効率的な施肥体系への転換を図るため、作付体系や土壌条件に応じた具体的な施肥体系や重点的に使用を推進する肥料(低成分肥料)等を具体的に地域で定めるほか、転換を進めるための具体的な取組等を地域で検討して策定し、当該地域で戦略的に施肥体系の転換を進める取り組みです。

当該方針の策定は、事業実施上必須とはしていませんが、地域で転換を進める上では重要な取組と考えていますので、取組を検討下さい。

問8 土壌診断を行った結果、肥料成分の蓄積などが見られず、現行の施肥体系でも十分に「効率的施肥体系」であった場合、問題がありますか。

(答) 支援対象となる地区は、これまでの土壌診断などの結果などを参考として、地域で効率的な施肥体系の転換を行うことで肥料コストの低減などが見込まれる地区を優先的に支援を行うこととしています。

しかしながら、土壌診断の結果によっては、現行の施肥体系でも十分に効率的と考えられる場合も想定されます。こうした場合については特に問題はありません。

問 9 この事業で実施する土壌診断は、特にどのような作物が対象となりますか。

(答) 支援対象としては、年度内に肥料の注文・購入または施肥が必要で、速やかに土壌診断等を行う必要がある作物とします。

問 10 3名以上の農業者が事業に参加する生産者団体が支援対象とありますが、3名等の小さな取組でも支援対象となりますか。

(答) 事業実施主体の要件の一つとして、農事組合法人等の生産者団体の場合、3名以上の農業者の参加を義務づけています。

一方で、本事業はモデル事業であり、支援対象は、地域でまとまってモデル的に土壌診断等に基づく施肥体系の転換に取り組もうとする主体を優先して採択することとしており、地域としてまとまった取組であることや取組が周辺地域のモデルとなるものであること等が必要です。

問 11 土壌診断の実施に際し、自ら行う方法と委託する方法との2種類が補助の対象となっていますが、どちらを利用すべきか判断基準はありますか。

(答) 土壌診断を自ら行う設備等がある場合については、能力的に可能な限り自らの設備等を活用することとし、土壌診断の体制(員数、期間)からくる処理能力を超える部分については、委託等を活用することにより、1地点当たりの取組コストができるだけ低く抑えられるようにする必要があります。

問 12 ○○県農業協同組合連合会や県協議会等が事業実施主体となる場合、本事業の対象地域は県域としなければならないのでしょうか。

(答) 県内の一部の地区を設定して事業を実施することが可能です。また、予算の制限がありますが、複数地区を実施することも可能とします。

問 13 その他の作物を対象とする事業実施要領には、事業実施主体が「自力若しくは他の助成により実施中の事業又は既に完了している事業については、この事業の補助対象としない」とあるが、ここで自力で実施中の事業とはどのような取組を指しますか。

(答) 事業実施主体が、事業計画等で年度当初から計画的に自主財源等により実施している土壌診断等の取組(土壌診断等を事業の一部として取り組むものを含む)については、原則的に支援の対象外とします。本事業では、土壌診断の調査地点数等をさらに増加させる分に対して支援することとします。

問 14 定額補助（ただし、補助金額上限は200万円まで）とは、どのような補助ですか。

（答）事業の実施に要した経費のうち補助対象となる経費について、補助金額上限まで事業実施者の負担なしに補助します。

(別紙1)

(果樹)

申請者の所在地別提出先窓口一覧

北海道

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
農林水産省生産局農業生産支援課
TEL 03-6744-2111

東北（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）

〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目3番1号（仙台合同庁舎）
農林水産省東北農政局園芸特産課
TEL 022-221-6193

関東（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡）

〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1（さいたま新都心合同庁舎 2号館）
農林水産省関東農政局園芸特産課
TEL 048-740-0431

北陸（新潟、富山、石川、福井）

〒920-8566 金沢市広坂 2丁目 2番 60号（金沢広坂合同庁舎）
農林水産省北陸農政局園芸特産課
TEL 076-232-4314

東海（岐阜、愛知、三重）

〒460-8516 名古屋市中区三の丸 1-2-2
農林水産省東海農政局園芸特産課
TEL 052-223-4624

近畿（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
農林水産省近畿農政局園芸特産課
TEL 075-414-9023

中国四国（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）

〒700-8532 岡山市下石井 1丁目 4番 1号 岡山第2合同庁舎
農林水産省中国四国農政局農産課
TEL 086-224-9411

九州（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）

〒860-8527 熊本市二の丸 1番 2号 熊本合同庁舎
農林水産省九州農政局園芸特産課
TEL 096-353-7389

沖縄

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 2号館
内閣府沖縄総合事務局農畜産振興課
TEL 098-866-1653

(別紙2)

(その他作物)

申請者の所在地別提出先窓口一覧

北海道

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
農林水産省生産局農業生産支援課
TEL 03-6744-2111

東北（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）

〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目3番1号（仙台合同庁舎）
農林水産省東北農政局農産課
TEL 022-221-6179

関東（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡）

〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1（さいたま新都心合同庁舎 2号館）
農林水産省関東農政局農産課
TEL 048-740-0409

北陸（新潟、富山、石川、福井）

〒920-8566 金沢市広坂 2丁目 2番 60号（金沢広坂合同庁舎）
農林水産省北陸農政局農産課
TEL 076-232-4302

東海（岐阜、愛知、三重）

〒460-8516 名古屋市中区三の丸 1-2-2
農林水産省東海農政局農産課
TEL 052-223-4622

近畿（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
農林水産省近畿農政局農産課
TEL 075-414-9021

中国四国（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）

〒700-8532 岡山市下石井 1丁目 4番 1号 岡山第2合同庁舎
農林水産省中国四国農政局農産課
TEL 086-224-9411

九州（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）

〒860-8527 熊本市二の丸 1番 2号 熊本合同庁舎
農林水産省九州農政局農産課
TEL 096-353-7383

沖縄

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 2号館
内閣府沖縄総合事務局農畜産振興課
TEL 098-866-1653